

奈良県告示第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年六月二十二日小林土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾